平成２２年（フ）第１９６２号
札幌市白石区中央１条５丁目11番７号　アルノルテ白石106号
債務者　石沢　　皇
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００２号
札幌市西区西野９条６丁目11番18号
債務者　岩尾　良治
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１２号
札幌市中央区北１条東10丁目15番地82　ライオンズマンション札幌スカイタワー704号
債務者　橋本　春香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３９号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目10番14号　北栄ハイツ203
債務者　牧野由美子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４２号
札幌市白石区北郷３条11丁目２番24号　横山マンション201号
債務者　野口　豊明
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４３号
札幌市白石区北郷３条11丁目２番24号　横山マンション201号
債務者　野口　雪江（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８２号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目７番地１
債務者　調子　卓英
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１０９号
札幌市南区澄川５条３丁目３番66号　ＢＣＢリヨン203号宮本方
債務者　石川　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２２号
札幌市中央区南７条西12丁目１番26号　てるいマンション403号
債務者　大倉　泰彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４５号
札幌市白石区栄通３丁目１番17―106号
債務者　小田倉正人
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５５号
北海道石狩市花川南６条４丁目170番地
債務者　宮城　カヨ
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８４号
札幌市東区北22条東23丁目２番22号　アドバンテージ元町Ａ105号
債務者　戸澤　勇貴
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８５号
札幌市東区北22条東23丁目２番22号　アドバンテージ元町Ａ105号
債務者　戸澤　昌代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８９号
札幌市白石区栄通７丁目４番10号
債務者　土永　久彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１９７号
札幌市北区篠路３条２丁目１番１号　第１結城マンション201号
債務者　川端　康教
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０１号
札幌市東区北45条東８丁目３番10号　グリーンハウス102号
債務者　田中　文香（旧姓平形）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０９号
札幌市厚別区厚別北３条２丁目13番16号
債務者　奥瀬るみ子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部